

# 暴力団排除条例の概要

基本理念・責務	目的	県民生活の安全と平穏の確保・経済活動の健全な発展(第1条)
	基本理念	県・市町村・県民・事業者の連携及び協力の推進(第3条)
	県の責務	県民・事業者・関係機関との連携による暴力団排除(第4条)
	県民の責務	不当行為時の相談、県の施策への協力、県への情報提供等(第5条)
	事業者の責務	暴力団の威力利用禁止、不当行為時の相談、県の施策への協力・県への情報提供等(第6条)
	事業者団体の責務	事業者に対する助言・指導等の支援、暴力団排除の促進(第7条)
県の措置	公共工事等における措置	契約における暴力団排除及び契約相手が不当行為を受けた際の通報の規定(第8条)
	暴力団排除活動支援	県民・事業者等への支援(第9条)、保護(10条)、訴訟の援助(第11条)
	その他	啓発活動(第12条)関係機関等との連携(第13条)、市町村への協力(第14条)
	青少年への指導	地域・職域等における青少年への指導・助言等(第15条)
事業者の措置	金品等の供与・受供与の禁止	暴力団の威力利用目的や威力利用後の金品等の供与の禁止(第16条第1項) <b>※違反時の措置あり</b> 暴力団に協力する目的での金品等の供与の禁止(第16条第1項) <b>※違反時の措置あり</b> 暴力団員等から金品等の提供を受けることの禁止(第16条第2項) <b>※違反時の措置あり</b>
	契約時等の措置	契約相手の確認、契約相手からの誓約書の提出等及び暴力団員等に対する契約解除の規定(第17条)
	不動産の譲渡契約時等の措置	契約時における暴力団事務所と判明した場合の契約解除の規定(第18条) <b>※違反時の措置あり</b>
暴力団員への規制	金品等の受供与等の禁止	事業者から金品等の供与を受けることの禁止(第19条第1項)、事業者への金品等の供与の禁止(第19条第2項) <b>※違反時の措置あり</b>
違反時の措置	公安委員会による報告又は資料の提出	違反者や関係者に対し、報告又は資料の提出の要求(第20条)
	勧告	違反行為が暴力団排除に支障を生じる(おそれがある)ときは、この者に必要な措置を講ずるよう勧告(第21条)
	公表	正当な理由なく、報告又は資料の提出の要求に応じない場合、又は勧告に従わない場合、その旨を公表(第22条)

「みんなの力で暴力団排除」ってことだね!



暴力団追放3ない運動プラス1 ~



暴力団を利用しない  
暴力団を恐れない  
暴力団に金を出さない  
+  
暴力団と交際しない